

日本空手道 誠道会館 少年部 試合規則 (要旨)

- 試合は、直接打撃制による組手により、連盟が定める本規則に則って、お互いが自由に攻撃・防御し、勝敗を決するものとする。競技者は、礼儀を第一義とし、お互いを敬う心を持って試合に臨むものとする。
- 試合は本規則に則って実施され、少年部(幼児から中学生まで)は実戦性と安全性を考慮した『チャイルド・ルール』を採用する。
- 選手は、試合場内で試合を行う。「試合場内」とは、試合場のマットとする。

○ 階級分類・試合時間

| | | 階級分類 | 試合時間 |
|-----------|--------|--------|---|
| チャイルド・ルール | トーナメント | 階級別 | 本戦 1:30/延長戦 1:00/階級分類(体重)判定/再延長戦 1:00(※1) |
| | ワンマッチ | 諸条件を考慮 | 本戦 1:30/延長戦 1:00/階級分類(体重)判定/再延長戦 1:00(※1) |

※1 階級分類(体重)において、測定値が同値だった場合は、マストシステムで再延長戦を行う。

- 技の威力・効果により「一本」「技有り」の判定を行い、「技有り」2本で「合わせ一本」とする。

| | 一本勝ち | 技有り |
|-----------|--|--|
| チャイルド・ルール | <ul style="list-style-type: none"> ○ 有効技を決め、相手選手を3秒以上ダウンさせた時。 ○ 安全対策上、ノーガードで上段への蹴りが当たり、効いたと認められた場合、「一本」とする。 ○ 相手選手が、ダメージにより戦意喪失し、試合続行不可能な時。 ○ 自ら負傷し、3秒以上、戦意を見せなかった場合。 ○ 有効技・反則技以外で、6秒以上、立たない場合。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 有効技を決め、相手選手を3秒未満、戦意喪失させた時、及び、明らかに効いていると認められた場合。 ○ 一方的または連続的な攻撃(約3秒)で、相手選手が反撃・防御不可能な場合、戦意喪失した場合、或いは、動きが小さく崩れた場合。 ○ 相手選手の動きが崩れなくても、強い攻撃により、技の効果が有ると認められた時(スタンディングダウン)。 ○ 安全対策上、上段への蹴りがノーガードで、十分に足が届き、威力を持って当たった場合、全て「技有り」とする。 ○ 自ら負傷し、3秒未満、戦意を見せなかった場合。 ○ 有効技・反則技以外で、3秒以上、立たない場合。 |

- 反則は積算方式とし、「注意3」で相手選手の「技有り」に相当し判定の材料となる。
- 組手の勝敗は、一本勝ち、技有り2本による合わせ一本勝ち、注意差による判定勝ち、注意差が無い場合は試合内容の優勢による旗判定勝ち、相手選手の失格・棄権による勝ちによって決定される。
- 判定で勝敗を決定する場合、技有り・注意に差があれば技有りがあり、注意数の少ない選手を必ず勝ちとする。注意差がない場合は、旗判定により審判3名の内2名以上の判断で試合内容が優勢と認められた選手を勝ちとする。
- 優勢勝ちの判定基準は、武道という観点から、①ダメージ(技の威力)②クリーンヒット(的確で有効な攻撃数)③攻撃数(的確ではない攻撃も含む)④積極的な組手の順で判断し、以上の点でも差が無いと認められた場合、引き分けの判断をする。

| 優勢判定順位 |
|----------------------------|
| ダメージ > クリーンヒット > 攻撃数 > 積極性 |



《有効技一覧》

- 上段・中段への前蹴り・横蹴り・後ろ蹴り・かかと落とし等/上段・中段・下段への回し蹴り・後ろ回し蹴り・内回し等/中段・下段への膝蹴り等
- 足払い技でダウンさせた相手を下段突きで決める動作(技有り)
- 中段へのあらゆる突き・打ち・肘打ち等

《反則技一覧》

注意

- 下腹部への攻撃
- 手・腕・肩による押し(あきらかな場合)/頭を当てた状態での攻防(ただし、ヘッドガードが、カツ、カツ、当たる程度はこの限りではない。)
- 時々攻撃していても後ろへ逃げ続けるような消極的な試合態度/技のかけ逃げ・倒れながらの時間かせぎ/自分の判断で試合を中断する行為
- 上段へのあらゆる突き・打ち・肘打ち等/有効技として認められた部分以外への蹴り(関節正面方向からの蹴り・上段膝蹴り等)
- 「つかみ」「かけ」及び「首相撲」
- 攻撃が届かないような距離で逃げ続け 試合にならないような場合/明らかに背を向けて逃げ出すような場合
- 頭突きによる攻撃/背後からの攻撃/
- 規定外防具の着用
- 故意による有効技として認められた部分以外(特に頭部・下腹部等)への攻撃(厳重注意)
- 「待て」「止め」の合図がかかった後の攻撃/倒れた選手への攻撃
- 「投げ」や関節に対する「逆技」/明らかな「体当たり」
- 審判・相手選手に対する悪質な言動/防具の不備(未着用)

反則負け・失格負け

- 目突き・かみつきの常識的に不相当と認められる攻撃
- 防具不備・規定外防具の着用による2分以上の中断/試合時間までに準備ができていない場合

※ 審判は、危険或いは試合に不適当な行為と判断した場合、上記以外の場合でも、反則を宣告することがある。